

A 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の2分の1を超えないもの

<ケースA - (1)>

耐久性関係規定に適合

国土交通大臣が定める基準に適合する構造方法（H17告示第566号最終改正H21.9.1）

(一) 構造耐力上主要な部分

(イ) 増改築部分が、現行仕様規定に適合

(ロ) 構造計算等による安全性の確認（～ のいずれか）

() 構造計算による安全の確認

() 釣り合いの良い耐力壁の配置の確認

・在来木造（令第42条、第43条、第46条に適合）

・枠組み壁工法又は木質パネル工法（H13告示第1から第10に適合）

(ハ) EXP.Jにより分離された既存部分は(ロ)の他、次の確認でも可（～ のいずれか）

() 既存部分について、耐震診断の基準に適合（H18告示第185号）

() 新耐震基準に適合（H21.9.1国住指第2072号：技術的基準）

・現地調査に基づき建築物の構造耐力上主要な部分の劣化の状況を直接確認

(二) 建設設備

(イ) 屋上から突出する水槽、煙突その他 令第129条の2の4第三号の規定に適合

(ロ) 給水、排水等の配管設備 令第129条の2の5第1項第二号、第三号に適合

(ハ) 昇降機 令第129条の4、第129条の5、第129条の6第一号、第129条の8第1項

(三) 屋根ふき材

・昭和46年告示第109号に適合

<ケースA - (2)>

法第20条第4号に掲げる（構造計算不要）建築物

現行仕様規定（第36条及び第38条第2項から4項まで（基礎関係）を除く。）に適合
基礎補強の構造方法（H17告示566号）

(一) 既存の基礎がべた基礎又は布基礎

(二) 地盤の長期許容応力度（布基礎：30kN/m²、べた基礎：20kN/m²）

(三) 建築物の基礎の補強の方法

・立ち上がりの高さ、厚さ、底盤の厚さ、主筋、補強筋、アンカー

(四) 最下階の柱の下部、土台及び基礎を地盤の沈下又は変形に対して安全なものとする

B 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1（50m²を超える場合にあつては、50m²）を超えないもの

<ケースB>

増築又は改築に係る部分が現行仕様規定に適合

増築又は改築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が增大しないこと

(A) 床面積が基準時の1/2以下

(A-1) 上部構造部の検討	< 構造計算 >	: ケースA - (1) - ()
	< 耐力壁の配置 >	: ケースA - (1) - ()
	< 耐震診断/EXP.J >	: ケースA - (1) - ()
	< 新耐震基準/EXP.J >	: ケースA - (1) - ()

(A-2) 基礎の補強	< 基礎の補強 >	: ケースA - (2)
-------------	-----------	--------------

(B) 増改築床面積が1/20以下かつ50m²以下

: ケースB